

(A4用紙に印刷の上、使用してください)

### 退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書

(宛先)河内長野市長  年 月 日 提出	徴収月 年 月 分	納入年月日 年 月 日	特別徴収義務者 (給与支払者)	〒 所在地	特別徴収義務者 指定番号	
	納入税額計 円	人員計 人		フリガナ 名称 (氏名)	連絡先	所属
						担当
		電話	-			-

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名		退職所得控除額計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数		退職手当等の支払金額 円 (うち、特定役員退職手当等 円)			<備考>	
住所		自 至	年 月 日 年	特別徴収税額	市民税	府民税		合計
氏名		うち、特定役員等勤続期間及び勤続年数 自 至 年 月 日 年			円	円		円

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名		退職所得控除額計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数		退職手当等の支払金額 円 (うち、特定役員退職手当等 円)			<備考>	
住所		自 至	年 月 日 年	特別徴収税額	市民税	府民税		合計
氏名		うち、特定役員等勤続期間及び勤続年数 自 至 年 月 日 年			円	円		円

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名		退職所得控除額計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数		退職手当等の支払金額 円 (うち、特定役員退職手当等 円)			<備考>	
住所		自 至	年 月 日 年	特別徴収税額	市民税	府民税		合計
氏名		うち、特定役員等勤続期間及び勤続年数 自 至 年 月 日 年			円	円		円

特定役員退職手当等とは、役員等(法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方公共団体の議会の議員、国家公務員及び地方公務員)としての勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。平成25年1月1日以降に支払われる特定役員退職手当について税額の計算方法が変更になっておりますのでご注意ください。